

相続争いは百害あって一利なし 相続争いの原因と防止対策

Contents

1 相続の基礎知識

2 なぜ、相続争いが起きるのか

3 相続争いの回避対策



1 | 相続の基礎知識

1-1 相続人の範囲と順位

(1) 法定相続人

相続の仕方については、民法によって明確に定められています。

相続人になれる人は被相続人と一定の身分関係にある人に限られており、その範囲と順位が民法で定められています。この規定により相続人となれる人を法定相続人といいます。法定相続人には、大きく分けて血族相続人と配偶相続人との2つがあります。

法定相続人の範囲と順位は、次のとおりです（民 887～890）。

■法定相続人の範囲と順位

	血族相続人	配偶相続人
第1順位	子（またはその代襲相続人）	配偶者
第2順位	直系尊属（被相続人の父母等）	
第3順位	兄弟姉妹（またはその代襲相続人）	

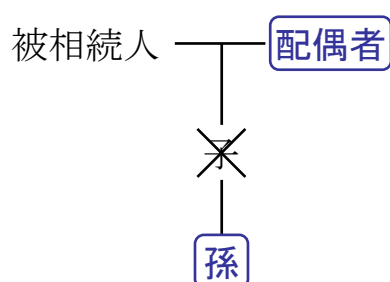
- ① 第1順位である子。子がすでに死亡している場合は、その子（孫）が代わりに相続人になります。
 - ② 第2順位である父母等の直系尊属は、第1順位の子や孫がいない場合、またはそれらのすべての子や孫が相続放棄をしたときに初めて相続人になります。
 - ③ 第3順位である兄弟姉妹は、子や孫、父母等がいない場合、またはそれらの人すべてが相続放棄をしたときに初めて相続人になります。
- なお、配偶相続人である配偶者については、常に相続人になります。

こんなケースは相続人になる？ ならない？

<p>胎児の相続権</p>	<p>① 相続開始のとき、まだ生まれていない胎児は、相続についてはすでに生まれたものとみなされ、相続権があります。</p> <p>② ただし、死産であった場合は、相続人にはなりません。</p>
<p>非嫡出子の相続権</p>	<p>正規の婚姻によって生まれた子を嫡出子、婚姻外で生まれた子を非嫡出子といいます。</p> <p>① 母親と非嫡出子は出生により母子関係が生じます。</p> <p>② 父親と非嫡出子は、父親が認知した場合に初めて父子関係が生じます。</p> <p>③ つまり、認知された非嫡出子だけが父親の相続人となります。</p>
<p>養子の相続権</p>	<p>① 養子は実子と同じに扱われますので、相続人となります。</p> <p>② また、養子にいったからといって実の父母と親子でなくなるわけではありませんので、実親の相続人にもなります。</p> <p>③ つまり、養子は実父母と養父母の両方から相続できるということです。</p> <p>④ ただし、特別養子は実親との親族関係が切断され、養父母の実子と同じに扱われますので、養父母の相続人になるだけです。</p>
<p>離婚した元妻と子の相続権</p>	<p>① 離婚した元妻は赤の他人ですので、当然、相続人にはなりません。</p> <p>② しかし、子どもは離婚によって親子関係がなくなるわけではありませんので、父と母のどちらが引き取ったかにかかわらず、嫡出子としての相続権があります。</p>
<p>再婚した妻と連れ子の相続権</p>	<p>① 再婚した妻は、当然、相続人になります。</p> <p>② しかし、その連れ子は、被相続人と養子縁組をしていない限り親族関係はありませんので、相続人にはなりません。</p>
<p>内縁の配偶者の相続権</p>	<p>① 相続人になる配偶者とは、婚姻届を出している法律上の配偶者のことをいいます。</p> <p>② したがって、最近では入籍しない夫婦（事実婚）も増えていますが、このような内縁関係の妻や夫は相続人にはなりません。</p>

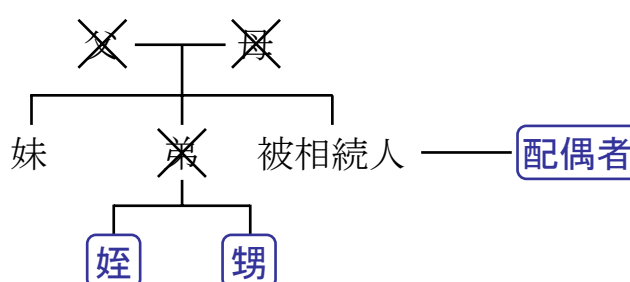
(2) 代襲相続

①子が先に死亡している場合



※孫が子の代襲相続人となる。孫も死亡している場合は「曾孫」というように、直系卑属で代襲が続く。

②兄弟姉妹が先に死亡している場合



※弟の子(甥や姪)が弟の代襲相続人となる。ただし、兄弟姉妹の場合の代襲相続は甥や姪で打ち切り。

■代襲相続が起きる場合

- ①相続開始以前の死亡 ②相続欠格 ③相続廃除

相続放棄も、相続人となるべき人が相続人にならないという意味では似ていますが、相続放棄をした人は初めから相続人でなかったものとみなされますので、代襲相続は起こりません。父母等の直系尊属や配偶者には代襲相続の制度はありません。

次に、直系尊属が複数代いる場合は、親等の近い順に、まず父母が相続人になり、父母がいなければ祖父母というように遡っていきます。

(3) 各相続人の法定相続分

相続人	法定相続分	留意点
子と配偶者の場合	配偶者 1/2 子 1/2	①子が数人あるときは、相続分は均等(頭割り)となる。 ②非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の1/2となる。
配偶者と直系尊属の場合	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	直系尊属が数人あるときは、相続人は均等となる。
配偶者と兄弟姉妹の場合	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	①兄弟姉妹が数人あるときは、相続分は均等となる。 ②父母の一方を同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹(全血兄弟姉妹)の相続分の1/2となる。

相続人が、①配偶者のみ、②子のみ、③直系尊属のみ、④兄弟姉妹のみ、という場合は全部が相続分となり、相続人が複数いる場合は均等となります。

<代襲相続がある場合の相続分>

代襲相続人の相続分は、被代襲者（本来の相続人）の相続分をそのまま受け継ぎます。例えば、すでに死亡している子に代わって2人の孫が代襲相続する場合、子の相続分が1/4なら、孫の相続分も2人合わせて1/4。代襲相続人が何人いても被代襲者の相続分を均等に分けるだけです。

<身分が重複する場合の相続分の取扱い>

養子縁組は人為的に親子関係を創設することですが、このような行為があった場合は、同一人について2つの異なった身分が生じることがあり、相続分の算定をどのように行うかが問題となることがあります。

この場合の基本的な考え方は、一方が他方の親族関係を否定する旨の規定（例えば、特別養子縁組の場合は養親との関係のみとなり、実親との親子関係は維持されません）がない限り、2つの身分が同時に存在することになります。

1-2 指定相続分は法定相続分より優先

被相続人は、遺言によって共同相続人の相続分を指定し、またはその指定を第三者に依頼することができます（民902①）。この相続分のことを指定相続分といい、指定相続分が法定相続分と異なっても、法律的に問題はありません。指定相続分が法定相続分に優先します。

ただし、相続財産には各相続人の最低限の取り分として留保された「遺留分」があり、この部分だけは被相続人でも自由に処分することはできません。遺留分を無視した相続分の指定をすると、家族に余計な負担（紛争）を強いることになりかねませんので要注意です。

■相続分の指定

- 財産に対する割合を示す ⇒ 財産の1/2を妻に相続させる
- 特定の財産を明示する ⇒ 妻に自宅の土地・建物を相続させる

相続人の全員に相続分の指定がある場合はその相続分によりますが、一部の相続人だけに指定がある場合、他の相続人の相続分は、残りの財産を法定相続分で配分します。

1-3 遺贈 ~ 相続人でない人に財産を与えたいとき

財産を相続できるのは相続人ですが、遺言をすれば、相続人以外の人に財産を残すことが可能です。遺言によって特定の人に財産を与えることを遺贈といい、遺贈される人を受贈者といいます。遺贈には、包括遺贈と特定遺贈の2種類があります。

■遺贈の種類

- **包括遺贈** 財産に対する割合を示す ⇒ (例) 全財産の1/5を与える
- **特定遺贈** 特定の財産を明示する ⇒ (例) ○○の土地を与える

包括遺贈は、相続人が相続分を指定されるのと同じ結果になります。
このことから、民法でも「包括受贈者は相続人と同一の権利義務を有する」と定めており、相続人と同様の扱いを受けます。

1-4 遺留分 ～相続人に保証された最低限の取り分

● 配偶者や子供には遺留分がある

自分の財産を誰にどれだけ与えるかは、原則として自由です。

しかし、「全財産を愛人に与える」などという遺言が出てきたら、残された遺族はたまったものではありません。このような不利益から相続人の権利を守るため、民法では「遺留分」の制度を定めています。

遺留分は一定の範囲の相続人に最低限保証された財産の取り分で、たとえ被相続人の遺言でもこれを侵害することはできません。ただし、遺留分を有するのは配偶者、子、直系尊属で、兄弟姉妹には遺留分はありません。

■遺留分の定める範囲

全体の遺留分	<p>遺産に対する遺留分の総額は次のとおりです。</p> <p>①直系尊属のみが相続人の場合は1/3</p> <p>②その他の場合は1/2</p>
共同相続人 各自の遺留分	<p>法定相続分の割合で遺留分が各自で定められます。</p> <p>例えば、妻と子供2人の場合は、妻が1/4、子供各人が1/8となります。</p>

<遺留分減殺請求とは>

遺留分を持っている者を遺留分権利者といいます。兄弟姉妹以外の相続人はすべて遺留分を有しています。取得した財産が遺留分より少なかった相続人は、遺留分を侵害している相続人や受贈者に対して不足分を請求することができます。これを「遺留分減殺請求」といいます。

遺留分の減殺請求は、遺留分を侵害されていることを知った日から1年以内に行わなければならない。何もしないまま1年を過ぎると、時効により権利が消滅します。

1-5 単純承認、限定承認、相続放棄

● 3ヶ月間の熟慮期間とは

「父親が亡くなり、ふたを開けてみたら借金だらけだった」などというのは、比較的よくある話です。相続する場合はプラスの財産・マイナスの財産の両方を受け継がなければならず、遺産を超える多額の負債を抱え込むことにもなりかねません。

しかし、それを相続するかしないかは相続人の自由です。相続人には、次に挙げる3つの選択肢があります。

■相続人の選択肢

- ① 単純承認…無条件で相続する
- ② 限定承認…条件付きで相続する
- ③ 相続放棄…相続しない(初めから相続人にならなかったことになる)

明らかに債務超過であるときは、「相続放棄」が賢明でしょう。相続放棄をすれば財産も負債も一切承継しません。

ただし、相続放棄または限定承認をする場合は、自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に手続きをする必要があります。

この期間を過ぎると、自動的に単純承認をしたことになってしまいます。

■承認の種類と内容

承認の種類	内 容
単純承認	<p>次のような場合は、単純承認したものとみなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に限定承認または相続放棄の手続きをしなかったとき ② 相続放棄や限定承認の手続きをする前に相続財産の全部または一部を処分したとき ③ 相続放棄や限定承認の手続きをした後でも、相続財産の全部または一部を隠匿したり、悪意で財産目録に記載しなかったとき
限定承認	<p>3ヶ月という短い期間では、資産と債務のどちらが多いのかははっきりせず、相続放棄すべきかどうか判断がつかないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① このような場合には、相続を放棄するのではなく、限定承認という制度（財産も債務も承継した上で、債務については、承継した相続財産の限度内で弁済すればよいという制度）を利用するのも一つの方法です。 ② 手続きは家庭裁判所に対して、財産目録を作成して相続開始を知った日から3ヶ月以内に申述する必要があります。ただし、限定承認は相続人が共同で行いますので、相続人全員の合意が必要になります。
相続放棄	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述書を提出することにより、相続を放棄することができます。これによって、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます。 ② 相続人は、相続が開始したことを知った段階で遺産の内容を調査し、必要なときには家庭裁判所に熟慮期間の伸長を求めるなど、迅速に対処しなければなりません。

1-6 相続欠格、相続人の廃除

(1) 相続欠格者は相続できない

相続に関して不正な利益を得ようとした者に対し、相続権を剥奪するのが相続欠格の制度です。次のような者は相続人になることができません。

■相続欠格の制度

- ① 被相続人や相続人の先順位者・同順位者を殺したり、殺そうとして刑を受けた者
- ② 被相続人が殺されたことを知りながら、それを告発・告訴しなかった者
- ③ 詐欺や強迫によって、被相続人が遺言を行ったり、これを取消、または変更するのを妨げた者
- ④ 詐欺や強迫によって被相続人に遺言をさせたり、取消や変更をさせた者
- ⑤ 被相続人の遺言書を偽造、変造、破棄、隠匿した者

(2) 相続人の廃除

相続欠格者のように相続人の地位を当然失わせるほどの理由ではないにしても、その他の理由で、相続させるのがいかにも不都合な場合があります。

この場合、その相続人が兄弟姉妹であれば遺留分がありませんので、遺言で遺産を与えないようにすればよいわけですが、相続人が配偶者、直系卑属、直系尊属である場合は、遺留分があるため、遺言でもすべての相続権を奪うことはできません。そこでこれらの者から遺留分を否定し、すべての相続権を奪うのが廃除の制度です。廃除の理由には、次に挙げる二つがあります。一定の理由があれば相続権を剥奪することができます。

■相続権廃除の制度

- ① 被相続人に対する虐待、若しくは重大な侮辱
- ② その他の著しい非行

どの程度の虐待、侮辱、非行で廃除が認められるかは困難な問題ですが、単なる感情のもつれ程度では認められません。特に、配偶者の廃除は余程のことがない限り認められないのが現状です。廃除の手続きは、被相続人が生前に家庭裁判所（審判・調停）に請求できますし、遺言で廃除の意思を表すことも可能です。

1-7 遺言 ～ただ書けば良いワケではない

● 遺言の方式は決まっている

遺言には普通方式と特別方式がありますが、ここでは一般的な普通方式について説明します。

遺言の種類	自筆証書遺言 (民 968)	公正証書遺言 (民 969)	秘密自筆証書 (民 970)
意義	遺言者が全文、日付および氏名を自署し、捺印することによって作成した遺言書	遺言者が公証人に遺言の内容を口述し、公証人がこれを筆記して作成した遺言書を遺言者及び証人に読み聞かせ、遺言者及び証人がそれぞれ署名捺印して作成した遺言書	遺言者が作成した遺言書の封筒に、公証人が提出日付と遺言者の遺言である旨を記載し、公証人、遺言者及び証人がそれぞれ署名捺印して作成した遺言書
遺言書の筆記者	遺言者	公証人（公証人が遺言者の口述を筆記）	誰でもいい（遺言者本人が望ましい）
証人	不要	2人以上	2人以上
署名捺印	遺言者	遺言者、証人及び公証人	遺言者（封筒に遺言者、証人及び公証人）
日付	年月日を書く	年月日を書く	年月日を書く
家庭裁判所検認（死後）	必要	不要	必要
特徴	長所	① 遺言の存在、内容ともに秘密にできる ② 簡単に作成でき、費用が掛からない	① 遺言の存在を明確にできる ② 内容は秘密にできる
	短所	① 偽造や変造がされやすい ② 自己作成のため、内容に法律的不備がある可能性がある ③ 検認手続きが必要 ④ 紛失の恐れがある	① 自己作成のため、内容に法律的不備がある可能性がある ② 検認手続きが必要 ③ 紛失の恐れがある ④ 証人の立会いが必要になる

遺言のココが知りたい！

<p>遺言書の検認</p>	<p>① 遺言者が死亡したら、遺言書は家庭裁判所で検認の手続を受けなければいけません。</p> <p>② 公正証書遺言の場合は検認の必要はありません。</p> <p>③ 遺言書の保管者及び遺言書を発見した相続人は、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出しなければなりません。</p> <p>④ 検認の手続では、遺言の方式に関する一切の事実が調査されそのうえで、調査された事項や検認の状況が調書に記載されます。</p>
<p>複数の遺言書</p>	<p>2通以上の遺言書があって、前の遺言と後の遺言との内容が抵触するときは、抵触する部分については後の遺言で前の遺言を取消したものとみなされます。問題となることを説明します。</p> <p>① 2つの遺言書が同じ日付の場合 時間的に後のものが優先します。遺言書に時間まで記入してあればよいのですが、そうでないときには記載上、あるいは記載外の事情によってどちらが後かを決めることになります。</p> <p>② 自筆証書遺言と公正証書遺言というように方式の違う場合 それぞれの方式において適式であれば、その方式のいかんは効力に影響しません。方式の違いに優劣関係はありません。</p> <p>③ 前の遺言と後の遺言とが一部のみ食い違う場合 食い違った部分のみ取消しされて変更されたこととなります。食い違ってない部分については前の遺言がそのまま効力を有します。</p>
<p>遺言の撤回・取消</p>	<p>一旦、遺言がなされたとしても、遺言は自由に撤回・取消ができます。 この遺言の撤回には3つの方法があります。</p> <p>① 後の遺言で撤回する方法 新たに遺言をして、その遺言書のなかで前の遺言を撤回すると表明する方法です。直接で最も明確な方法です。撤回を争われる恐れもありますので、後の遺言は公正証書のような、より厳格な方法であることをおすすめします。</p> <p>② 遺言書を破棄する方法 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなされます。</p> <p>③ 遺贈の目的物を破棄または生前に処分する方法 遺言者が遺贈の目的物を破棄したときは、遺言を撤回したものとみなされます。例えば、古い建物を取り壊して新しい建物を建てた場合には、遺言は撤回されたものとみなされますので、誤解を招かないためにも新たに遺言をし直すべきです。また、遺贈の目的物を第三者に譲渡したときも遺言を撤回したものとみなされます。</p>

遺言で出来ること

身分上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知 ② 後見人の指定、後見監督人の指定
相続に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続人の廃除、廃除の取消 ② 相続分の指定、指定の委託、特別受益者の相続分の指定 ③ 遺産分割の指定、指定の委託、分割の禁止、相続人相互の担保責任の指定 ④ 遺留分減殺方法の指定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺贈 ② 寄付行為

1-8 相続開始から申告までの手続きスケジュール



相続開始直後の手続き

<p>①速やかに市区町村に死亡届を提出する</p>	<p>イ 届出先は故人の</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本籍地 ●死亡地 ●または届出人の住所地 <p>のいずれかの市区町村役場で、医師の作成する死亡診断書を添付して提出します。</p> <p>□ 死亡診断書は、生命保険金を請求する際にも必要になりますので、複数枚もらっておくとよいでしょう。</p>
<p>②葬儀にかかった費用を記録する</p>	<p>イ 葬儀にかかった費用は相続税の計算上、相続財産から控除することができます。</p> <p>□ 申告の際には明細書に内訳を記入して添付するので、きちんと記録しておくことが大切です。領収書の保管はもちろん、僧侶へのお布施、お車代、お手伝いの人への謝礼など、領収書のない支出も忘れずに記録します。</p> <p>ハ 香典は、その日のうちに開封して金額を確認し、香典リストを作成するようにします。</p>
<p>③金融機関への連絡も忘れずにする</p>	<p>イ 葬儀が済んだら、故人が取引していた銀行などの金融機関へ死亡届を提出します。届出が無くても死亡の事実を金融機関が知ったときには故人の口座は停止され、払い出しはできなくなります。</p> <p>□ 電気、ガス、水道などの公共料金の自動引き落としもストップしますので、名義変更や支払方法の変更手続きを速やかに済ませておきましょう。</p>
<p>④遺言書の有無を確認する</p>	<p>イ 初七日の法要が終わり、ひと段落ついたら、遺言書がないか確認します。</p> <p>□ 遺言書が発見され、封がしてあれば勝手に開けないで、相続人全員立会いのもと、家庭裁判所で開封することが、法律で定められています。また、公正証書遺言以外の遺言は、家庭裁判所の検認を受ける必要がありますので、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に遺言書を持参し、申立てを行います。</p>

相続開始後4ヶ月以内の手続き

<p>①遺産内容を把握し、場合により相続放棄もできます</p>	<p>イ 資産を超える負債があるときは「相続放棄」や「限定承認」をすることによって、債務の承継を免れることができます。</p> <p>●財産目録の作成 故人の資産と負債の全てを洗い出し、財産目録を作成します。</p> <p>●相続放棄・限定承認の手続き 明らかに資産より負債が多い場合には相続放棄をするとよいでしょう。</p> <p>□ 相続財産が債務超過かどうかわからないときは、限定承認を検討します。相続放棄または限定承認をする場合は、自己のために相続開始を知った日から3ヶ月以内に、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立を行う必要があります。</p>
<p>②相続人を確定するための調査をします</p>	<p>イ 相続人を確定するためには、被相続人が生まれたときから亡くなるまでの連続した「戸籍謄本」、「除籍謄本」、「改製原戸籍謄本」を取り寄せる必要があります。</p> <p>□ これらの「相続人を証明する書類」は、後日、相続税の申告や財産の名義変更をする際にも添付書類として必要になります。</p> <p>ハ 戸籍、除籍謄本は、本籍地（または以前の本籍地）の市区町村の戸籍担当窓口で請求するほか、郵送による請求もできます。</p>
<p>③所得税の申告も忘れずに</p>	<p>イ 故人に事業収入や不動産収入などの申告すべき所得がある場合は、相続人が代わって所得税の申告をしなければなりません。年の中途で死亡した人については、相続開始後4ヶ月以内に申告することになっています。これを「準確定申告」といいます。</p> <p>□ 準確定申告は、申告書に各相続人が連署して、被相続人の住所地の所轄税務署に提出します。納める税額は、各相続人が相続分に応じて負担しますが、実務的には、代表者がまとめて納付してもかまいません。納付した所得税は被相続人の債務として、相続財産から控除できます。</p>

相続開始後10ヶ月以内の手続き

<p>①遺産分割から相続税申告までの流れ</p>	<p>イ 遺産の分割は、いつまでにしなければならないという期限はありません。しかし、「配偶者の税額軽減の特例」や「小規模宅地等の特例」を受けるためには、相続税の申告期限までに分割が済んでいなければなりませんので、それまでには遺産の分割を済ませておくことが必要になります。</p> <p>□ 遺産分割協議が無事に終了すれば、財産の名義変更を行い、相続税のかかる人については最終地点である相続税の申告・納付へと進むことになります。</p>
<p>②財産を確定し、評価額を割り出す</p>	<p>イ 財産の価額は、遺産分割協議において相続人の話し合いにより適正な価額を決めます。</p> <p>□ 相続税の計算のもとになる財産の価額は、相続税法や国税庁の通達により具体的な評価方法が決められています。</p>
<p>③速やかに財産の名義変更を</p>	<p>イ 遺産分割協議書を作成し、それぞれの財産を取得者の名義に変更します。特に土地、建物等の不動産については、所有権移転の登記（相続登記）が必要です。登記簿上の所有者でなければ、その不動産を売却したり、担保を設定したりはできません。</p> <p>□ なお、長く承継者が決まらない場合は、不動産の権利保全のために、一旦、相続人全員の共有で登記し、遺産分割が済んでから改めて登記し直すという方法が取られています。</p>

2 | なぜ、相続争いが起きるのか

2-1 「うちの家族に限って…」と思っていませんか

(1) 争族は他人事ではない

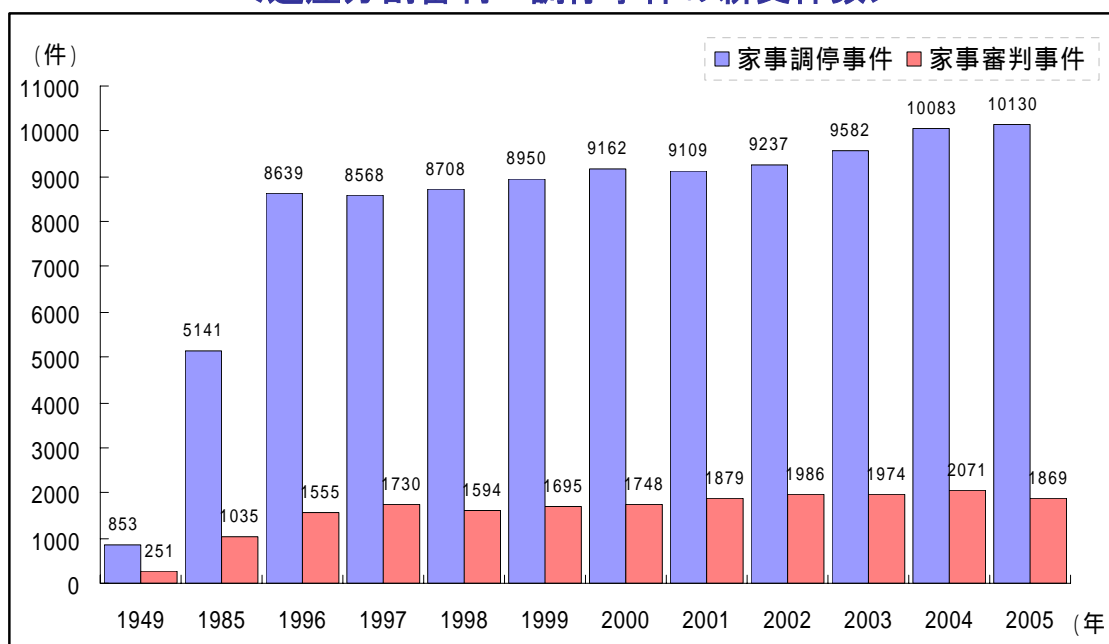
「うちは、みんな仲がいいから、相続でもめる心配はない。」

ほとんどの人はそう考えていると思います。しかし、現実には、多くの相続争いが起きています。しかも、財産の大小に関係なく起きています。では、何が原因でもめるのでしょうか？ それには、さまざまな要因が考えられます。

「人生いろいろ、家族もいろいろ」と、相続においては故人の遺志や残された相続人の思惑もさまざまです。それが互いにぶつかり合うことで、いろいろなトラブルに発展するのも知れません。あるいは、ほんの少しだけでもお互いに相手を思いやることで、争いを回避できたのかもしれない。

ただ、はっきりしていることは、こうした相続争いはどこの家族にも起こり得ることで、決して他人事ではないということです。

<遺産分割審判・調停事件の新受件数>



[出典] 司法統計年報

(2) もめる原因は損得だけではない

相続争いになると、以前はお互いのことを思い合える仲のいい兄弟姉妹の間柄であったものが、まるで嘘であったかのような光景が繰り広げられます。一見、それは目の前の財産だけに目がくらみ、我欲丸出しで奪い合っているかに見えます。しかし、よく話しを聞いてみると、他の特定の相続人と比較して「どうして、あの人が自分より多く財産をもらっているの!」というように、感情的に割り切れない思いや不信感が原因であることも少なくありません。

つまり、争いの原因は財産の多い少ないという単純な損得勘定ではなく、実は別のところにあるといったケースです。相続人同士の間で、お互いのこれまでのちょっとした行き違いや誤解などが少しずつ積み重なって大きくなっていったものが、相続をきっかけに表面化して思いがけずトラブルに発展することもあります。こういう場合は、心・感情の問題と言えるのではないのでしょうか。

2-2 時代の変化が相続争いに影響を与える

(1) 家を守るという意識の変化

かつて、日本の相続は「家督相続」制度をとっていました。長男が家長となり、家の財産を独占的に相続し、家と財産を守るというのが一般的でした。それが、戦後の法改正で家督相続制度から平等相続制度に変わり、すべての相続人の権利が平等に認められるようになりました。

現在のように平等相続が主流になったのは、高度成長期以降のことですが、社会状況の推移とともに、長男だから家の跡取りという意識も微妙に変化してきました。こうした、先祖代々の“家”というものに対する意識の変化も、“争族”の大きな要因の一つと言えます。

(2) 核家族化と権利意識の浸透

「家を守る意識の変化」と密接な関係にあるのが、「個人の権利意識の浸透」です。特に近年では核家族化が進み、「長男だから」とか「次男だから」ということは関係なく、「権利としてはみな平等」という考え方が当たり前の時代になっています。

権利には義務が伴うのが原則です。問題は自分の権利のみ主張し、義務は知らん顔をするという風潮が広がっていることです。相続においてもこうした傾向が目立ち、兄弟姉妹の間で「当然の権利」のみを主張し合い“争族”に発展するケースが多くなってきています。

(3) 土地に対する意識の変化

1990（平成2）年ごろをピークとしたバブルの崩壊後、土地の価格は大きく下落しました。この当時、「相続破産」という言葉に象徴されるように、節税目的で無理に多額の借金をしたバブル期の相続税対策のために財産をすべて失い、最後には本当に破産してしまったという話が数多く聞かれました。地価の下落により、財産よりも借金の方が大きくなってしまったためです。

このバブルの経験から、「土地は持っていれば必ず値上がりする」という土地神話は崩壊しました。その結果、昨今では、不動産そのものに価値を見出すというよりも、その収益性に応じた価格で取引されるなど、財産としての不動産をみる価値観が変わり、土地に対する意識も随分変化しています。こうした価値観の変化も、相続争いに微妙に影響を与えていると考えられます。

(4) 格差社会の到来

「格差社会」と言われるように、各家庭間での収入の二極分化が進み、貧富の格差が開きつつあり、社会問題になっています。

それぞれの置かれている生活状況が異なると、自ずと財産に対する考え方も違ってきます。分割協議の際に、兄弟が集まった長男宅のガレージに高級外車があったりすると、「あんないい車に乗っているのだから・・・」となって、トラブルの発端になるということもあります。とかく、隣の芝は青く見えるものです。格差がねたみを生み、それが元で争いに発展するケースもあります。

(5) 家族関係の変化・複雑化

夫婦関係においても、離婚や再婚が増えています。特に熟年離婚がここ最近急増しており、概して家族関係も複雑になってきています。こうした夫婦関係の変化や家族の人間関係も複雑化は、相続をより難しくする要因になります。

また、相続対策として、嫁や孫などと養子縁組をすることがありますが、これも最初にボタンを掛け違えると、家族関係を複雑にします。「そんなの聞いてなかった」というように、いざ、分割協議の場で初めて縁組の事実を知らされたりすることがあると、相続人の間で不信感や感情的な亀裂が生じ、当然トラブルの要因となります。

養子縁組に際しては、生前に他の相続人に了承してもらおうなど、慎重な配慮が必要です。

(6) 将来が見えない不安な時代

年功序列による終身雇用制が崩壊する一方で、業績至上の成果主義がもてはやされる昨今ですが、雇用や景気の先行きが今一つ不透明なこともあり、国民の間で将来に対する漠然とした不安感が広がってきているように感じられます。そうした中で、相続財産にこだわる人が増えるのは、ある意味で当然と言えるのかもしれませんが。

相続の際に、権利を強引に主張することによって財産が少しでも多く得られるとなれば、みんなで話し合っ上手に分け合うという気持ちより、その財産に対する執着心の方が勝るという考えもあり得るわけです。「少しでも多く」と「漠然とした不安感」は、心の奥底でしっかりと繋がっているような気がします。

実に厄介な心理ですが、案外こういう人も多いのではないのでしょうか。

＜全家庭裁判所における家事相談件数＞

年 度	相談件数の総数 (件)	うち相続関係 (件)	その割合 (%)
1996年	302,652	66,922	20.9
1997年	337,229	71,879	21.3
1998年	348,281	75,698	21.7
1999年	363,018	83,631	23.0
2000年	389,299	90,062	23.1
2001年	400,481	90,629	22.6
2002年	409,123	96,277	23.5
2003年	438,065	107,698	24.6
2004年	435,168	108,527	24.9
2005年	467,395	116,858	25.0

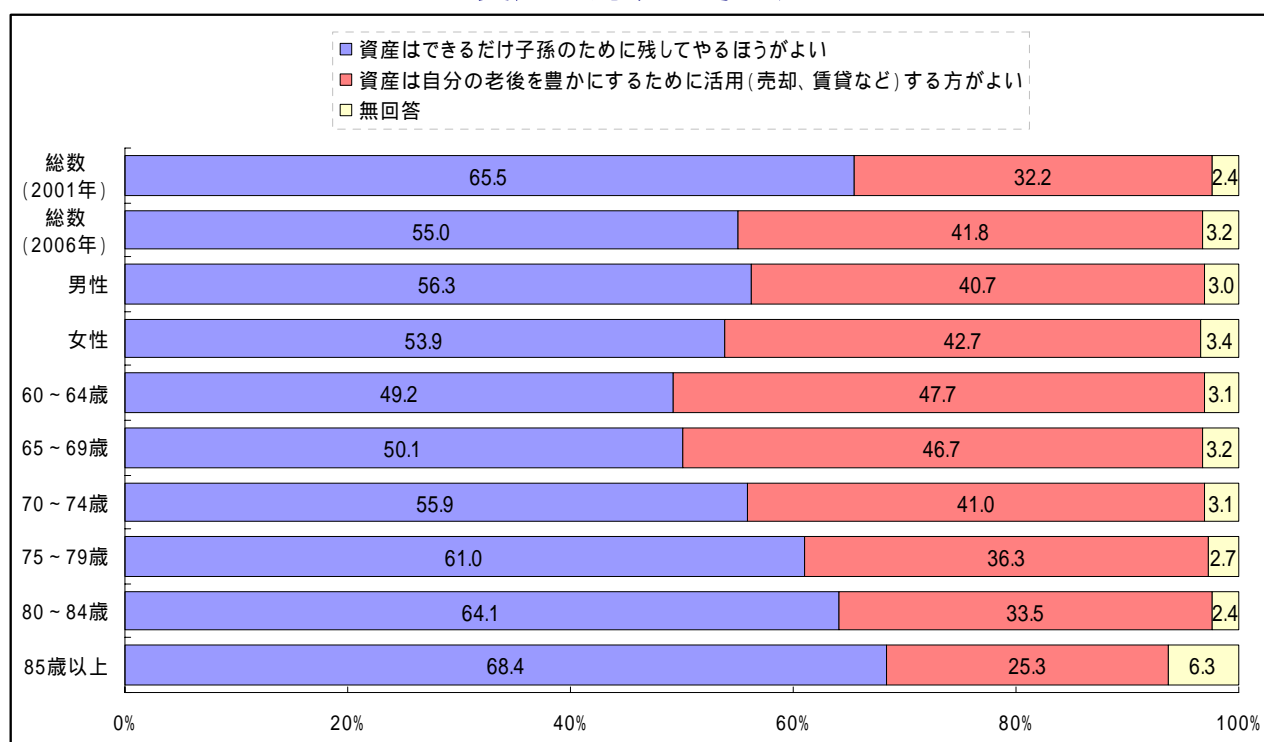
[出典] 司法統計年報

(7) 高齢者の意識の変化

急速な少子高齢化の進行に伴い、最近では高齢者の独立志向が高まり、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。この結果、高齢者の財産に対する意識にも変化が表れています。各種の統計やアンケート調査によると、従来、圧倒的に多かった「子孫のために残す」という考え方が減少し、反対に「自分自身の老後のために活用したい」という考え方が徐々に増えてきています。今後、団塊の世代が60代後半を迎えることになると、この傾向はより鮮明になると予想されています。

これが相続のあり方にどう作用するか、まだはっきりしませんが、「財産を残さない親」の老後の面倒を誰がみるかという点で、相続人の心はかなり揺れているようです。

<資産に対する考え方>



(注) 調査対象は、全国60歳以上の男女

[出典] 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」2006年

2-3 遺産の分け方次第で争いになる

(1) 「法定相続分」は「法廷、相続分」と考えよ

民法には「法定相続分」という規定があり、それに従わなければならないと考えられていますが、そのようなことはありません。相続人全員が同意すれば法定相続分より多くても少なくても構いません。つまり、法定相続分は「法廷、相続分」として考えれば分かりやすいのです。法廷、すなわち裁判沙汰になった場合に主張する相続分のことなのです。

法定相続分は、いろいろな事情を考慮した話し合いがつかない場合に、最後の最後に持ち出す数字であり、最初から持ち出すものではありません。遺産分割の話し合いの冒頭で法定相続分の数字を持ち出したのでは、まとまる話もまとまらなくなります。

(2) 財産の共有はイザというとき、自由にならない

たとえば、共有の土地を処分しようとするとき、他の共有者の同意を得る必要があります。すんなりと同意が得られれば問題はありませんが、何らかの事情で拒否されると、共有の土地には金銭的価値はあっても、持分だけを換金することや担保に入れることもできず、財産的価値が低下します。

(3) 死亡により遺産は共有となり、勝手に処分できない

相続が発生した瞬間、被相続人の全財産は相続人全員の共有となりますので、共有者の一部が他の共有者の同意なしで財産を処分することができなくなります。

<銀行預金からの引き出しの例>

父親の死亡後、同居の相続人が他の相続人に無断で被相続人の預金から現金を引き出したとします。引き出した本人は、葬儀費用を用意するためだったと説明するでしょうが、他の相続人は、父親の預金を無断で引き出したことに対して疑問を抱き、さらには、それ以外の預金も解約したのではないかという疑いを持ってしまいます。

良かれと思ってした行動が、結果として疑いの材料となってしまいます。安易な預金の引き出しは、思わぬ争いの原因になります。

(4) 生前に貰ったものは、きちんと自分で管理しておくこと

生前に貰った物は、しっかり貰っておくことです。自分の手許において管理していなければ、貰ったことになりません。中途半端に被相続人に預けていると、生前に貰ったという主張が他の相続人に理解されず、遺産分割の対象とされる場合があります。

(5) 小さな物を隠すな

たとえば、亡き父と同居していた長男が、父の大事にしていた懐中時計を隠したとします。そのことを知った他の兄弟は、「他にも定期預金などを隠しているのではないか」という疑いを抱くようになります。

(6) 相続人は税務署より怖い

同居の相続人がいて相続財産額が大幅に減少している場合、他の相続人の追及は税務署より怖い場合があります。相続が骨肉の争いになると、相続人が互いに相続財産を調べ合うため、もめた相続税の申告には間違いがない、と税務署はいいます。

(7) 同族会社の株主といえども油断大敵

同族会社の怖いところは、株主が安定しているときはいいのですが、相続で株主が移動すると溜まっていたガスが噴き出すことがあります。

兄弟や親族に少数株主がいる場合、日頃は何も言わない株主ですが、相続が発生すると遺産分割協議を人質にして株の評価と買い取りを要求してくることがあります。この場合、株の評価を適正かつ公平に行う姿勢がないと、もめる原因になります。

(8) 安易に弁護士に相談すると、かえってもめる

話せば分かる間柄の兄弟が最初から話し合いを放棄してはいけません。

相続人の誰からも遺産分割の話が出ない場合、話を切り出すのはなかなか勇気のいることですが、これをせずいきなり弁護士に依頼すると、遺産分割は途端にぎくしゃくし、かえってもめる原因になります。

2-4 長男重視が争いになる

(1) 長男重視のツケ

兄弟が父親の会社を継いで経営していく例は少なくありません。

そして、その会社が途中で分裂してしまう例も少なくありません。兄弟が故に経営方針でぶつかり、主導権争いでぶつかり、その結果分裂してしまうのです。

何かにつけて長男を重視しすぎると、そのツケが相続のときに戻ってきます。父親の力が強ければ強いほど次男はおとなしくしていますが、その反動は相続のときに数倍になって現れます。

(2) 「墓」「年寄り」「財産」の3点セット

家督相続時代を知っている、いわゆる戦前派の人たちはまだまだ大勢が健在です。「長男がお墓と屋敷を相続するのは当たり前」というお年寄りもいれば、「弟や妹は相続に口出しするな」という長男もいます。

相続は、「墓」「年寄り」「財産」の3点セットで考えなければなりません。これは家督相続の時代からの日本人の基本的な考え方であり、遺産平等相続となった現代でも同じであると言えます。現在の法律による「平等」だけを振り回していたのでは、相続争いになってしまいます。

(3) 嫁のいない長男の家に起こる跡継ぎ問題

嫁のいない長男であっても跡を継いで欲しいと願い、最後まで、頼るべきは長男、と思っている未亡人が意外と多くいます。この場合の選択肢は次のようになります。

- ① 長男が養子を迎える
- ② 次男の子が結婚をして旧姓を名乗る
- ③ 当家の墓を「両家墓」とし、無縁墓にしない

(4) 離婚した「長男の子」に財産を渡したくない

長男が死亡すると、長男の財産は、離婚した妻が引き取った子どもが相続することになるケースです。他の相続人は、先々、財産が音信不通になりやすい人たちに相続されることを望んでいません。離婚した妻に引き取られた子どもと音信が途絶えてしまうことは多々あります。しかし、音信が途絶えたとしても相続権や代襲相続権はあります。

長男が相続放棄を行えば問題はありませんが、もし、母親が長男重視にこだわりすぎて長男の相続放棄を認めなかった場合には、もめる原因となります。

2-5 高齢化社会が要因で争いになる

(1) いとこ同士の相続はこじれやすい

高齢化社会で被相続人の年齢が高くなっています。健康で長生きするのは良いことなのですが、こと相続においては厄介な問題が生じます。それは、被相続人の高齢化に伴い、相続人も高齢化しており、父より先に子どもが死亡するケースがあるということです。

父が95歳なら子どもは70歳前後ですから、子どもが先に死亡する可能性は高くなります。仮に、1人の親に3人の子どもがいるとすると、相続人は9人になる場合があります。相続人が3人から9人に増えれば、まとまる話もまとまらなくなります。

(2) 分割協議の間に次の相続が起こる

高齢者の相続には、遺産分割協議をしている間に、次の相続が発生してしまう危険があります。まとまったはずの遺産分割協議が振り出しに戻ってしまうことになります。

(3) 高齢者（父）の再婚に心から喜べない理由

被相続人に配偶者がいない場合、相続人は子どもですが、再婚して配偶者がいるようになると、配偶者と子どもが相続人で、配偶者の法定相続分は1/2となります。この場合、再婚した配偶者との婚姻期間の長短は相続分に影響しません。50年連れ添った妻も入籍1週間の妻も法定相続分は同じ1/2となります。

高齢者の再婚で子どもたちが一番心配するのは、この点です。全財産を相続できるはずが、後から入籍した配偶者に財産の半分を持っていかれることになるからです。このような場合、子どもたちは父親の再婚に心から喜べないのが現実です。

(4) 養子縁組は両刃の剣

養子縁組は「相続飛ばし」として節税対策にもよく用いられていますが、養子縁組をすることによって利害関係（相続分）に変動をきたす場合、他の相続人の同意なしで行うと、骨肉の争いの原因になる可能性は非常に大きくなります。

(5) 代襲相続で思わぬ展開に

1人息子の長男が死亡したのが10年前で、その父が死亡したのは5年前です。

長男には妻と3人の娘がおり、この3人の娘が代襲相続人として祖父の遺産を代襲相続しました。その後、3人の娘は結婚し、長女が家を継ぐ形で婿養子を迎えました。

ところが、この後に問題が発生しました。母親と、同居している長女夫婦との折り合いが悪くなり、お互いに「出て行け！」と言い争う有様です。

もし、年齢順に相続が発生していれば、最初に父の遺産を長男が相続し、その財産を長男の死亡によって、妻と3人の娘が相続していたはずなのに、代襲相続となったために、妻には相続権がなく、子どものみが代襲相続人となり、無財産の母となってしまいました。

本来であれば、「出て行け」と言えるところが、逆に「出て行け」と言われてしまうのですから、法律の不平等の一つかも知れません。

(6) 先送りした相続には新しい障害が待っている

「遺産を分けよう」という最初の一言が言いづらい。「この遺産はどうする」という具体的な分割案が言いづらい。それは事実でしょう。

いっそのこと、遺産分割を先送りしようという考えも出てきます。しかし、先送りはいけません。資金繰りや相続税の申告という問題がクリアできても、その次に待っているの

は「相続人の死亡」という問題です。歳の順に母親が先に死亡するのであれば、その時点まで先送りするのは1つの方法ですが、母親より先に子どもが死亡すれば、相続はその子へと代襲していき、相続人の数が増えることになります。

また、「相続人」の離婚という問題もあります。「私は何もいない」と言っていた姉が離婚して実家に帰ってきた途端、「この家屋敷は私が相続する」と言い出し、もめるケースは珍しくありません。兄弟が元気なうちに、気が変わらないうちに遺産を分割すべきです。

2-6 「寄与分」をめぐる争いになる

(1) 1週間の介護と「寄与分」

1週間でも介護…「1本でもニンジン」の替え歌ではなく、ほんの1週間、介護をしただけで、「介護をした」と言い切る兄姉がいるという意味です。遺産分割協議で必ず問題になるのが、この介護です。誰がどれだけ介護をしたのかが遺産分割に影響を与えます。

判例では、おしめを替える程度の短期の介護は寄与分を算出するに値しないという考えが主流ですが、実際の遺産分割協議では、介護のことを無視してはいけません。介護に対する裁判所の金銭的評価は僅かであっても、介護をした当人に報いようとする考えがなければ感情的なもつれも加わり、相続争いになり、家庭不和の原因にもなります。

(2) 同居と「寄与分」

遺産分割に際して寄与分が認められるのは、特別な寄与があった場合に限られます。いわゆる、親孝行や日常の家事手伝い程度では寄与分は認められていないのが、民法や裁判所の考え方です。しかし、これら民法や裁判所の考え方を、最初から遺産分割協議に持ち込んではいけません。老親と同居してきた相続人の精神的な負担を配慮する心がなければ、たちまち仲の良かった兄弟も骨肉の争いを起こすようになってしまいます。

これからの相続人は「単なる同居は寄与分の評価に値しない」という過去の判例を振り回すのではなく「単なる同居こそが大いなる貢献」という認識を持たなければなりません。

(3) 嫁への小さな心遣い

父親の臨終の瞬間が近づき、親族が病室に集められました。そのとき、兄弟だけで父親の最期のときを迎えようという考えからか、長年、父親の介護をしてきた嫁が突然、病室からの退室を促され、嫁は退室し、最期を看取ることができませんでした。

被相続人と一緒に生活してきた年月が長ければ長いほど、被相続人と嫁のつながりは深くなります。それは実の子以上になる場合もあります(中には、被相続人の強い要望から、周囲には知らせずに嫁と養子縁組をしているケースもあります)。

この嫁の立場を他の兄弟が理解していないと争いが起きます。

3 | 相続争いの回避対策

3-1 大事なものは遺言の作成

(1) 遺言の必要性

今まで円満に暮らしてきた親族同士が、遺産相続の問題に直面した途端、これまでには考えられないほどに対立し、疑心暗鬼になり、骨肉の争いを繰り広げるようになるといった例はたくさんあります。

子どもたちの幸せのためにと苦勞して残した財産が争いの元になってしまうのは悲しいことですが、相続が“争族”といわれるのは、こういったことが頻繁に起こっているためです。

基本はあくまで当事者たちの話し合いなのですが、みんながそれぞれに好き勝手なことを言い出して、收拾がつかなくなるといった事態に陥りがちです。

その点、遺言であれば、遺言者自身の意思で誰にどのくらいの割合で遺産を与えるか（相続分の指定）、具体的にどの財産を誰にあげるか（遺産分割の指定）を決めることができます。もともとの財産の持ち主である故人の意思であれば、よほど理不尽な内容でない限り、普通は相続人たちも納得するでしょう。

また、遺言書を作っておけば、世話になった友人や親類、息子の嫁など、相続人ではない人たちにも遺産を遺すことができます。トラブルを防ぐのはもちろんのこと、このような人たちへ感謝の気持ちを伝える役割も、遺言にはあるのです。

(2) 相続争いを防ぐ良い遺言とは

遺言書を作るなら、ぜひ“良い遺言書”にしましょう。では、良い遺言書とするためのポイントを挙げてみます。

■良い遺言書のポイント

① 自分の意思を明確に伝え、家族に理解される遺言であること

どのような遺産の分け方が最良なのか、答えは1つではないでしょう。周りの意見は参考にしても、振回されるのはよくありません。

イ 自分がどうしたいのかをはっきりさせ、それを家族に伝えることが大切です。しかし、一人よがりの押しつけは好ましくありません。家族のために一番良いと思う方法を考えましょう。

□ 法定相続分どおりに遺産を分けてほしいと思うなら、それを遺言で伝えるのもよい方法です。明確な方針があると、家族もすっきりすると思います。

<p>②トラブルを生じさせない遺言であること</p>	<p>トラブルを防ぐための遺言であるのに、妙な表現ですが、実際のところ遺言が紛争の火種となるケースが少なくありません。</p> <p>イ 例えば、表現があいまいで何通りもの解釈ができるもの。あるいは、特別な理由もなく（遺言者にはあっても、家族には分からず）、特定の相続人に極端に有利な内容となっているようなものです。何か裏工作があったのでは…などと、疑心暗鬼のタネになりかねません。</p> <p>□ また、遺産の取り分にかかわる内容では、常に遺留分への配慮が必要です。遺留分に反した遺言も有効ですが、減殺請求の対象になります。自分の責任でないとはいえ、結果としてほかの人の遺留分を侵害してしまった相続人との間がギクシャクしてしまっは意味がありません。</p> <p>ハ 遺留分を侵害せざるを得ない事情があるときは、生前に家族によく話し、理解を求める努力が必要でしょう。</p>
<p>③法的に有効な遺言であること</p>	<p>せっかくの遺言でも、遺言として認められなければ意味がありません。</p> <p>イ 遺言書は、法律で一定の方式や作成方法が定められていて、これに合致しないものは無効です。</p> <p>□ 特別に難しいことを要求されているわけではありませんので、必要以上に身構えることはありません。基本ルールをしっかりとおさえて、ケアレスミスに注意することです。</p>
<p>④遺言執行者を指定しておくこと</p>	<p>遺産処理に関する遺言の場合、相続人の利害関係が交錯してスムーズに相続が進まないことがあります。また、遺言の内容によっては専門的な知識や経験が必要となるケースもあります。</p> <p>イ そうした場合に、遺言内容を第三者の立場から忠実かつ公平に実行してくれる人が遺言執行者です。遺言執行者には、相続財産の管理・処分をはじめ、遺言の執行に必要な一切の行為を実行する義務と権利があります。この遺言執行者の指定は遺言でしかできません。</p> <p>□ 遺言執行者は争族防止の強い味方になりますので、ぜひ、遺言で指定しておくといよいでしょう。</p>
<p>⑤付言事項を必ず付け加えること</p>	<p>イ 法定相続分と異なる相続分を指定する場合には、なぜそのようにしたのかという理由を付け加えることが、後に相続人同士がもめないためにも有効です。</p> <p>□ 「付言事項」と言われるもので、遺言の内容として法律的に意味があるわけではありませんが、遺族の円満な関係を切に希望する旨が遺言者の生の言葉で綴られていた場合、相続人同士の争いを防止する効果が期待できます。その上で日頃から子どもたちに自分の考えを話し、自分の死後お互いがもめないように諭しておけば万全です。</p>

3-2 生前に贈与しておく

(1) 理由や気持ちを直接伝えられる

相続争いを予防するために最も効果的なのは、生前贈与であると言えるかもしれません。

生前贈与は、生きているうちに自分の意思を明確にするという意味において、遺言書を書くのと同じ効果を持っていますが、遺言書と異なるのは、自分の財産を配偶者あるいは子どもたちに実際に与えるという行為を伴うことです。

(2) 資産を時間的に長く有効活用できる

相続の開始を待つことなく、それ以前に贈与を受けることによって、その贈与財産を時間的に長く有効活用することができます。

<親が賃貸用マンションを保有している例>

仮に、親が賃貸用マンションを持っていて、毎月 100 万円の家賃収入がある場合、

$$\text{家賃収入} - (\text{借入金返済} + \text{経費等}) = \text{手許残} 30 \text{ 万円}$$

と仮定すると、「今」生前贈与する場合と、仮に 5 年後に「相続」が発生したときに子が相続する場合とを比較すると、「今」生前贈与で子が取得すれば、5 年後に「相続」するまでの間に 1800 万円 (30 万円/月 × 5 年間) という経済的利益を子が享受することができることとなります。

これが、親の財産のままですと、親がその 1800 万円を、他に収入があるなどの理由により、まったく手付かずで預金している場合などは、当該賃貸マンションだけでなく、この 1800 万円の預金についても相続財産として遺産分割の対象となり、さらに相続税の課税対象にもなります。

(3) 本当に必要としている人に財産を渡せる

贈与と遺産分割の関係をもう少し検討してみましょう。

<病気のため生活苦の兄弟がいる例>

ここに、夫婦共にとても裕福で、子どもが 3 人いる家庭があったとします。

そのうち 2 人は安定した職業に就き、それなりに生活に余裕があるが、1 人だけ病気がちで、なかなか仕事に恵まれないため生活が苦しいという場合、親が前述のように安定した収入を得られる賃貸マンションやアパートを持っているのであれば、その生活の苦しい子にこれを生前贈与することも一つの手です。

そうすれば、贈与を受けた子どもは経済的に安定し、相続開始まで親が所有してい

た場合に比べて、その親の財産が「積みあがる」ことを防止でき、相続税の対象となる財産を減らすことができます。

もし、生前贈与をしなければ、賃貸物件がそのまま相続財産として残り、相続人の間で遺産分割の対象となるときは、必ずしもその生活の苦しい子がこれを取得できる保証はありません。しかし、生前に贈与してしまえば、それはその子のものになり、他の子がこれを取得するというリスクも防ぐことができるということになります。

3-3 生前に遺留分を放棄させる

(1) 遺留分の放棄とは

遺留分を有する相続人は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄することができます。遺留分の放棄を無制限に認めると、親の権威で相続人の自由意思を無理に押さえつける恐れがあるため、家庭裁判所では、次のように許可する基準を設けています。

- ① 放棄が本人の自由意思によること
- ② 放棄の理由に合理性と必要性があること
- ③ 代償性があること（放棄と引き換えに現金を貰うなど）

遺留分を放棄した場合は、相続した財産が遺留分に達していなくても、遺留分の減殺請求は当然できなくなります。ちなみに、相続開始後の遺留分の放棄は自由にできますので、家庭裁判所の許可は不要です。ただし、遺留分の放棄をしても相続の放棄をしたことにはなりませんので、遺留分を放棄した者も、相続が開始した場合は相続人となります。被相続人が遺言をしないまま死亡した場合には、遺留分を放棄した相続人も相続権を失いませんし、遺産分割協議の当事者になります。

(2) 生前に行う遺留分の放棄

人の心は、いろいろな事情で変化します。父親の生存中は、財産は家業を継いでいる長男がすべて承継することで話し合いがまとまり、「暗黙の了解」が出来上がっていた家族であっても、父親が死亡した途端に、各人が自己の相続分を主張し始めるという事例はいくらでもあります。このようなケースは、必ず争いに発展します。

そこで、このような場合においては、特定の相続人に集中的に相続させるため、「生前に行なう遺留分の放棄」が有効な手段となります。

仮に、「長男に遺産を全部相続させる」という遺言書を作成して、その他の相続人に

は生前に遺留分を放棄させることにより、争うことなく、確実に長男にすべての財産を相続させることが可能となります。

(3) 遺留分放棄の注意点

遺留分の放棄を行なう際には、次の点に注意する必要があります。

- ① 生前に行なう遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を要しますので、遺留分の放棄を行う者に対して、事前にそれに見合う代償として現金などの贈与をしておく必要があります。
- ② 遺留分の放棄は認められても、遺言をしないまま死亡すると、遺留分の放棄をした者も相続人となり、意味がなくなりますので、遺言することをくれぐれも忘れてはいけません。

3 - 4 相続開始後の対策

(1) 相続の全体像を把握する

① 遺産がいくらあるのか

残された遺産として何がいくらぐらいあるのかを、まず把握しなければなりません。

プラスの財産だけでなく、マイナスの財産についても把握する。

② 誰が相続人なのか

注意しなければならないのは、被相続人が再婚していて、最初の婚姻のときの子がいないかどうかです。いわゆる「異母兄弟、異父兄弟」の存在です。

怖いのは、「戸籍を追いかけてみるまで、まったく分からなかった」というケースです。そういう人がいると、感覚としては「赤の他人」であっても、民法上は、正式な相続人ですから、その人も含めたところで遺産分割をしていかなければなりません。

③ 遺言書の有無を確認する

遺言書を作成したことを被相続人から生前に聞いていたので、遺言書があること自体は分かっている、というような場合は、まず、遺言書を探してみましょう。

遺言書には、財産を誰々に相続させるというようなことが書かれているはずですから、その遺言書の指定どおりに執行するかどうかを考える必要があります。

遺言書で指定されている財産以外は、分割協議の対象になる。

④ 誰がどの財産を承継すべきなのか

遺産分割で最も悩むのが、この問題です。

誰がどの財産を承継すべきかということは、一概に言えませんが、遺産分割を考えるに当たって、最低限これだけは留意すべきであろうというポイントがあります。

■遺産分割を考える際に留意すべきポイント

- 配偶者の生活保障が得られるか
- 配偶者以外の相続人で生活に困窮している人がいないか
- 「家」や「家業」を守っていく人は誰なのか

(2) 遺産分割を円滑に行うための心構え

① 配偶者の生活維持を最優先

配偶者に十分な資力があり、あえて遺産をもらわなくても余裕をもって生活しているというケースは別ですが、被相続人が遺してくれた自宅と現金預金があれば生活できないというような場合は、やはり配偶者がそれなりの遺産をもらえるようにすべきです。

同様の考え方で、配偶者以外の相続人の中で、生活に困窮している人がいれば、その人にそれなりに多くの遺産（特に現金預金や賃貸アパート等の収益物件など）がわたるように配慮することも必要です。

また、担っている役割によって、承継してもらう財産を考慮することも必要です。

■相続財産の割り振りポイント

- 「家」を継いでいく人 ⇒ 自宅
- 会社を継ぐ人 ⇒ その会社の株式
- 個人商店を継ぐ人 ⇒ その店（土地建物、事業用資産など）
- 農業を継ぐ人 ⇒ その農地

② 意味のある分割を

問題となるのは、自宅や事業用資産などが遺産のほとんどを占めているケースです。つまり、その遺産を分割することがほとんど不可能であったり、非常に困難であったり、そもそも分割する意味がないような場合です。

このような場合にも「法定相続分」という考え方をもち出して、それを拠り所に分割できない財産まで無理やり分割して皆で相続するのか、という問題です。結論としては、そうした分割まですべきではないでしょう。

<遺産分割の例>

ある男性（80歳）が亡くなったとき、

■遺産の総額：1億2000万円

- そのうち自宅の土地建物（現在、妻が住んでいる）：9000万円、
- 預金：3000万円 だったとする。

配偶者（専業主婦だった妻）と子が3人（長男、長女、次女、いずれも中年）いる。「法定相続分だから」と言って、無理やり配偶者が6000万円、子がそれぞれ2000万円という分割ができるでしょうか。

⇒ 一般論としての答は、「NO」でしょう。

③ 法定相続分に捉われない

●自宅を売るのは非現実的

上記の例では、もし、どうしても法定相続分に従って分割するとしたら、この自宅を売るしかありません。しかし、評価額9000万円の家が、実際に9000万円で売れるとは限りません。その前に、そもそも自宅を売ってしまったら、そこに住んでいた人はどこで暮らせばよいのか、という話になります。自宅であれば家賃がかかりませんが、自宅を売ってしまったら他に住むところを買うか借りるかしなければなりません。そのお金は誰が、どうやって負担するのでしょうか。

子どもたちが、すでに家を持っていて「母さん一緒に住もう」と言ってくれるなら、まだ話は別ですが、そうでもなければ、これは非現実的な話です。このようなケースでは、子がそれぞれ「気持ち300万円ずつ」もらい、後はお母さんが全部という感じでよいのではないのでしょうか。いずれにせよ、自宅を処分してまで、法定相続分という分割は無理ですし、意味がないということです。

●農地や事業用資産は後継者に

同様に、家業を継ぐ子にとっての店、農業を継ぐ人にとっての農地といった財産も分割するのは事実上不可能ですし、分割する意味がありません。

それらは、そのままそっくり継いでもらう人に承継してもらうべきものなのです。

④ 遺産分割の基準は民法第906条

遺産分割は、財産の種類や額、相続人として誰がいるのか、その人たちの経済状況はどうなのか、誰が何を貰うのが一番自然なのか、といった諸々の事情を総合的に勘案し、全員が「うん、それがいい」と納得した上で決定すべきものです。

遺産分割の際に求められるものは、相続人個々人の主体性とバランス感覚です。とりわけリーダーには、そのことが強く求められます。

■民法第906条

民法第906条は、遺産の分割基準として「遺産の分割は、遺産に属する者、または権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」と規定しています。これこそが遺産分割に際して最も根本的で、かつ遵守されるべき考え方であると言えます。

民法という法律に、このようにきちんと規定していることの意味を相続人になった人は十分に理解する必要があります。

⑤ 各人の事情を考慮する

例えば、農地をバラバラにして分割したり、唯一の財産である商店を売却しては、後継者の生活は成り立ちません。代償分割で解決できればよいのですが、それに見合う金銭を一度に支払えないという場合もあります。

こんなときは、代償金を分割払いにしたり、他の相続人がそれぞれの相続分を多少譲歩するなど、皆で知恵を出し合って解決の糸口を見つけましょう。相手の立場を思いやるのが、円満な遺産分割とするために一番大切なことです。

⑥ 相続税を考慮する

遺産分割では、相続税とのからみを見無視することはできません。

■相続税を考慮した分割方法

全体として税負担が軽くなる分割方法（例えば、配偶者の税額軽減の活用）や各人が納税資金を確保できるような財産の分配、さらには二次相続までを考慮した分割が必要となります。

3-5 遺産分割と遺産分割協議の進め方

<p>①分割方法の指定</p>	<p>イ 遺言があり、そこに遺産の分割方法が指定されている場合には、遺産分割協議は不要です。</p> <p>□ しかし、遺言にすべての財産についての分割方法が指定されているケースは、むしろ稀でしょう。</p> <p>「〇〇の土地と家は妻に」「店舗と〇〇の株式は長男に」など、主だった財産の指定はあっても、そのほかの財産をどうするかが問題になります。「自分の取り分が一番少ないようだから、残りは貰っておこう」などと、勝手に決めることは分割方法の指定のない財産については、やはり相続人全員の協議によって分け方を決めなければなりません。</p> <p>ハ また、遺言があっても、「長男の相続分は〇分の〇、次男の相続分は〇分の〇」というように相続分の指定しかない場合は、具体的な財産の分け方について、やはり遺産分割協議が必要になります。</p>
<p>②協議には相続人全員が参加する</p>	<p>イ 遺産分割協議を行うに当たっては、まず財産を確定すること、そして相続人を確定することが必要です。</p> <p>□ 遺産分割協議は、相続人全員の参加が大原則です。また、遺言による包括受遺者がいるときは、その者も協議に参加します（以下、相続人というときは包括受遺者を含む）。相続人の1人でも欠いた遺産分割協議は無効です。さらに相続人のなかに未成年者がいる場合は、特別代理人を選任しておく必要があります。</p> <p>ハ 通常、未成年者については、親権者が法定代理人として財産管理を行いますが、遺産分割に関しては例外です。例えば、故人の妻と未成年の子どもが相続人の場合、妻と子どもは利益が相反する関係にあるため、妻が子どもの代理人となることはできません。</p> <p>ニ 特別代理人の選任は、親族の中から適切な人を候補者に立て、子どもの住所地の家庭裁判所に申立てを行います。未成年の子どもが2人いるなら、2人の特別代理人の選任が必要です。</p>
<p>③協議の成立には全員の合意が必要</p>	<p>イ 遺産分割の協議は相続人全員で行いますが、必ずしも全員が集まって話し合う必要はありません。特に支障がなければ、電話やファックスなどで連絡し合い、協議を進めることも可能です。</p> <p>□ ただし、協議の成立には全員の合意が必要です。多数決で決め</p>

	<p>たりしたものは無効となります。反対に、全員の合意のもとに一旦協議が成立すれば、原則としてやり直しはききません。時間が経ってから、分割内容に不満が出たり、遺留分より少なかったことに気づいたとしても、やり直しを主張することはできませんので注意が必要です。</p> <p>ハ 全員の合意により協議が成立したときは、それを証する「遺産分割協議書」を作成します。</p> <p>ニ 遺産分割協議書は、後日、不動産の登記や銀行預金などの名義変更をする際に必要です。また、相続税の配偶者の税額軽減を受ける場合の添付書類となりますので、必ず作成しましょう。</p>
<p>④遺産分割協議書の作成のしかた</p>	<p>イ 遺産分割協議書には、特に決まった書式はありません。ワープロでも手書きでもよく、縦書き・横書きを問いません。</p> <p>ロ 重要なのは書式ではなく、中身です。協議書を作成する目的は、端的にいつてしまえば名義変更などの手続きの際に相手方に示す証明とすること。</p> <p>ハ したがって、作成に当たって注意すべきポイントは、次の2点に集約されます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰がどの財産を取得したのかが明確に分かること。 不動産なら所在地や面積など、預貯金なら銀行支店名や口座番号などを正確に記入して、財産が特定できるようにします。 ● その分割協議が相続人全員の合意により適正に成立したことが証明されること。相続人の住所・氏名を住民票どおりに正確に記載し、全員が署名（または記名）押印すること。 印鑑は必ず市区町村役場に届け出た実印を使用する。遺産分割協議書は、常に印鑑証明書とセットで使用することになります。 </div>

3-6 遺産分割ではこんな点に注意しよう

<p>①財産をどう評価する？</p>	<p>イ 遺産分割の際の財産の評価は、原則として分割協議をする時点での時価（実勢価格）とします。</p> <p>□ しかし、価額は相続人の話し合いで決めればよいので、特に異論がなければ、相続税評価額をベースにしても構いません。</p>
<p>②生命保険金は相続財産？</p>	<p>イ 特定の相続人が受取人になっている生命保険金の請求権は、その受取人固有の権利であるため、遺産分割の対象になりません。</p> <p>□ ただし、相続人が受取る保険金は、特別受益にあたるというのが多くの判例です。つまり、受取った保険金の分だけ相続分から差し引かれるということです。</p> <p>ハ なお、被相続人が受取人になっている保険金は本来の相続財産になりますので、遺産分割の対象になります。</p>
<p>③債務は誰が負担する？</p>	<p>イ 債務は相続人全員が相続分に応じて負担します。法的には分割協議の必要はありません。</p> <p>□ しかし、実務上は、例えば、事業のための借入金なら事業を承継した人が引き継ぐのが現実的ですので、誰が実際に負担するのか明確にしておくことが大切です。</p> <p>ハ ただし、相続人間でこのような取決めをしても、債権者には対抗できません。</p> <p>例えば、債務を引き受けた相続人の返済が滞った場合、債権者は他の相続人に対して相続分に応じた返済を請求することができます。借金を一部の相続人に押し付けて後は知らんふり、というわけにはいきません。</p>

3-7 どうしても遺産分割協議がまとまらないときは

家庭裁判所の調停・審判で解決へ

遺産分割協議で話がまとまらない場合には、家庭裁判所の力を借りて、調停や審判によって、遺産を分割することになります。

全体の流れとしては、まず調停の申立てを行い、話し合いによる解決を目指します。この段階で合意が得られれば、無事、調停の成立です。合意が得られず調停が不調に終わったときは、自動的に審判に移行することになります。法律の建前では調停を経ずに審判の申立てをすることも可能ですが、通常は調停が先行することになります。

<p>①調停の実施</p>	<p>イ 調停は、審判官と2人以上の調停委員からなる調停委員会の立会いのもとに行われます。調停委員会では、各相続人の主張を聞き、必要に応じて事実調査をしたうえで、妥当な線で話し合いがまとまるよう方向性を示したり、アドバイスを行います。</p> <p>□ 話し合いが成立すると、その合意内容を記した「調停調書」が作成されます。この調停調書には確定判決と同じ効力があり、これに基づいて遺産の分割を行うことになります。</p>
<p>②調停が不調に終わった場合には裁判所が決定する</p>	<p>イ 調停で話し合いがまとまらないときは、審判に移されます。</p> <p>審判官は当事者の主張を受け、証拠調べをし、財産の種類や性質、各相続人の職業、その他の一切の事情を考慮したうえで分割方法を決め、審判を下します。審判には法的強制力があり、その内容に従って遺産を分割することになります。</p> <p>□ この審判の内容に不服があるときは、2週間以内に「即時抗告」の申し立てを行い、高等裁判所で争うことになります。</p>
<p>③泥沼化する前に調停を活用しよう</p>	<p>イ 身内での話し合いが一旦もめると、感情的な口論になり、どうにも收拾がつかなくなるものです。状況が決定的にこじれる前に、調停を活用するのがよいでしょう。</p> <p>□ 第三者が間に入ったことで冷静さを取り戻し、意外とスムーズに紛争解決の糸口が見つかることがあります。世間体を気にする人もいますが、調停・審判とも非公開で行われますから、紛争内容が外にもれることはありません。</p> <p>ハ また、弁護士を立てる必要はありませんので、費用もそれほどかかりません。</p>